

2021

8

August



No.569

Schedule 主要行事予定 令和3年8月~10月

8月

3日(火)一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室 【時 間】18:30~

10日(火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室 【時 間】19:00~

20日(金) 一般不可

●女性部会役員会

【場 所】法人会会議室 【時 間】18:00~

9月

7日(火)一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室 【時 間】18:30~

14日(火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室 【時 間】19:00~

17日(金) ●新設法人説明会(※予約制)

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

10月

4日(月) 一般可

●初級簿記講習会①

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

5日(火) ==

●初級簿記講習会②

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

5日(火)一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室

【時 間】18:30~ 6日(水) 6

●初級簿記講習会③

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

7日(木)

●初級簿記講習会④

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30~

8日(金)

●初級簿記講習会⑤

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

11日(月) 一般可

●初級簿記講習会⑥

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

12日(火) 一般可

●初級簿記講習会⑦ 【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30~

12日(火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室 【時 間】19:00~

13日(水) 一般可

●初級簿記講習会⑧

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

14日(木) 一般可

●初級簿記講習会9

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

15日(金)

●初級簿記講習会⑩

【場 所】法人会会議室 【時 間】13:30~

表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、お子様やお孫さんの成長の記念に。 ホットラインの表紙モデルはいかかですか。

お問い合わせは

鶴見法人会事務局 045-521-2531

最新の予定については、鶴見法人会ホームページをご覧ください。

新入会員紹介 令和3年4月~7月

 支部名	法人名	正会員・賛助会員 氏名		住 所		
又即石		電話		業種	紹介者	
鶴見中央	㈱全国儀式サービス	賛助会員	伴	良二	大田区蒲田 5-40-16 蒲燃	然第3ビル7F
		03-3739-0755			冠婚葬祭業	鶴見青色申告会
鶴見旭	合同会社 FACE to FACE	正会員	奥山	敦史	獅子ヶ谷 1-18-24 コーオ	《望103
		585-0755		サービス業 (福祉)	京浜政経調査会	
鶴見中央	㈱ Be Star	正会員	山下	雅司	鶴見中央 1 - 5 - 2 杉山	Jビル 1 F
晦兄中大					イベント業	AiG 損害保険㈱
豊岡佃野	㈱トライアングル	正会員	中村	和暉	佃野町 29-25 カサアマリ	
		298-6586		建設業	(株) ZumLicht	
鶴見中央	あいりん司法書士事務所	賛助会員	梅澤	徹	神奈川区鶴屋町 2-9-7-3	04
		299-0620		司法書士事務所	(株)野路	
駒岡	津波工業㈱	正会員	津波	優太	駒岡2-12-20	
					管工事業	船越 正樹

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日

令和3年9月15日(水)、11月17日(水)

■時 閰

午後1時

■場 所 税理士会事務局

住所:横浜市鶴見区鶴見中央4-35-21 ニックハイム鶴見中央通ビル201号室

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)まで ご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は 随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか?

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の 約2000社が入会



税務対策のサポート・経営知識等の吸収 2 異業種交流

福利厚生 地域社会への貢献 3

詳しくはwebで http://www.tsurumi.or.jp

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的主体的な地域づくりを推進する団体グループを支援しています。



Plofile

法人名:京浜政経調査会 氏 名:長谷川 亮太 氏 続 柄:娘

氏 名:長谷川 沙悠理 様

趣 味:すべり台・ブランコ・ねるねるねるね 支 部:鶴見中央支部

撮影場所:岸根公園

撮 影: 何セントラルスタジオ

Index

第 10 回通常総会	
令和4年度税制改正要望事項	··2 ~ 3
税務署長着任ごあいさつ	4
税務署新任者転任者一覧表	····· 5
法人課税部門幹部紹介	6
事業レポート/役員名簿/記念品贈呈者名簿	7
鶴見税務署からのお知らせ	8~9
横浜市からのお知らせ	裏表紙

第10回通常総会

6月22日(火)

第10回通常総会は、コロナウイルスの感染拡大の影 響で、ホテルキャメロットジャパンにて、懇親会をおこ なわず、総会のみの縮小開催となった。遠藤副会長の開 会の発声で始まり、大島会長のあいさつをおこなった。

総会では、会長が議長を務め、令和2年度収支決算報 告を宮田総務財政担当副会長が、会計監査を小島監事が おこなった。定款一部変更承認、任期満了による役員改 選について審議がおこなわれ承認された。続いて、令和 2年度事業報告、令和3年度事業計画を岡野事業委員長 が、令和3年度収支予算を宮田総務財政担当副会長がそ れぞれ報告をおこなった。

続いて、来賓祝辞を鶴見税務署長 三上 常夫様より、 神奈川県税事務所長 原田 了様より、いただいた。

最後に伊藤副会長が閉会を宣言して総会は終了した。



大島会長



宮田副会長



鶴見税務署長 三上常夫様



小島監事



神奈川県税事務所長 原田了様



岡野事業委員長



感謝状贈呈

令和4年度税制改正要望事項

一. 基本的な課題

I. 税財政改革

1. 財政健全化に向けて

(1) 少子高齢化対策は国内に自由貿易都市を創り、一国二制度で国際化して対応すること

少子高齢化で税収は激減し社会補保障費が増大する。高齢者を長老として活用する日本的伝統で競争に疲れる人を 癒せる社会を目指す。そして、若者世代と大規模移民が融和活躍できる国際基準の自由都市を創り、伝統社会と連携 する。また、自由都市の通貨を国連管理等の世界共通デジタル通貨にすれば交易し易くなる。

(2) "日銀の国債買い入れ"(税を裏付けとしない)と"暗号資産(仮想通貨)法の再編及び新法の創設"

国債と法定通貨が大量発行され税金で回収できないとインフレの危惧があるが、日本は対外純資産が多い分ハイパーインフレのリスクは小さい。国民が財政赤字を増税かインフレを選択して負担することになるだろう。

各国政府発行通貨はその政策により価値が大きく変わることがある。輸出入の決済が各国の法定通貨から政策変動がない国連管理等のデジタル通貨(世界共通通貨)へと切り替わる可能性があるので対応を準備すべきである。

(3) 国際戦略特区:自由都市

日本は海外部門の対外金融純資産が多くあり円の暴落を防いでいると思う。しかし、空洞化が進む日本に投資価値がなくなると、対外金融純資産は海外で運用されてしまい日本経済に貢献しない。このため、日本国内に対外金融純資産を還流させる国際戦略特区の創設が求められる。「国際戦略特区」では規制緩和を進め、世界中から技術・人材・資金を集めて国際的なビジネス環境を持つ自由都市を造ると言うものである。

(4) ミニ自由貿易地域である鶴見・大黒埠頭総合保税地域は利便性が高い

首都・羽田空港に隣接する大黒埠頭・川崎港・本牧埠頭の総合保税地域を自由貿易地域にしたい。京浜地区は香港・シンガポールより税制優遇の利点が少なくても、交通の利便性で自由貿易地域として成功すると考える。

羽田空港に近い鶴見大黒埠頭・本牧埠頭・川崎埠頭の輸出加工区でもある総合保税地域を自由貿易特区に発展させよう。大黒埠頭と同じく保税地域だった中国の上海試験区も自由貿易港に変わろうとしている。

- (5)「ダイヤモンドプリンセス」船内に於ける新型コロナウイルス集団感染は日本で最も深刻な集団感染だった。 集団感染は公海航行中に蔓延したが、船籍国の英国、所有法人の国籍の米国ではなく日本政府が途方もない対処を 担った。鶴見·大黒埠頭の総合保税地域に於いても大規模な医療設備はなく、コロナの様な疫病に現在は対応できない。 けれども、シンガポールや香港の様な国際自由貿易港には港湾内に大規模な病院医療設備があり対応できる。
- (6) 横浜カジノと自由貿易都市シンガポールのカジノ(巨額のカジノ税が期待できること) 自由貿易都市シンガポールのカジノは世界的に評価され、横浜カジノの手本にしている。経済波及効果が見込め誘致 を検討しているところだが、現在は新型コロナ蔓延もあり住民の賛否が分かれ市民団体が反対運動を展開している。

(7) 大黒埠頭に停泊する超大型客船

ベイブリッジの下を通過できない大型外国クルーズ客船が横浜港「大さん橋」を活用できずに大黒埠頭等に停泊する。 横浜市は大黒埠頭に大規模のCIQ施設(税関、出入国管理、検疫)を建設中で既に一部供用を始めた。大型客船が同 時に7隻も着岸できるのは世界で横浜港だけとのことである。

日本最初の保税地域・大黒埠頭の裏にはキリンビールの工場がある。横浜はカジノ税の他にビール酒税の増収も期待できる。着岸している客船カジノで試験的な営業をさせて横浜カジノの未来を考えたい。また、カジノコインには仮想通貨が便利である。スマートフォンのアプリで入出金できるし多言語化対応して外人にも操作が簡単である。

(8) 暗号資産(仮想通貨)・ブロックチェーン関連技術の法制化

暗号資産(仮想通貨)技術の進化は急速で、日本での道州制の成立を待っては時代の流れに乗り遅れる。自由貿易特区に「金融業務特別地区」「情報通信産業特別地区」も併設し、特例として先進的な暗号資産(仮想通貨)・ブロックチェーン関連技術を法制化することを望む。

2. 社会保障制度に対する基本的な考え方

- (1)公的年金のあり方…公的年金は税方式が望ましい。徴収は歳入庁を新設し行なう方が効率的であろう。
- (2) 給料・役員報酬額による年金の一部又は全額停止について ("戻らない年金" 問題) 納めた保険料を無効にしている年金支給停止には再考が必要だ。年金停止を税理士は考えもせず、社会保険労務士の 対応案では税金が発生し、相互の検討に期待する。年金停止では本来活用すべき高齢者の労働意欲が削がれる。

3. 行財政改革の徹底

- (1) 行財政改革の短期的課題…公共事業費を減らすには役所と公開討論する場の設置が必要である。
- (2) 天下り禁止の徹底…天下りは国民の税金から負担することになる。天下り禁止徹底は当然である。
- (3) 公務員の削減…IT技術活用で国と地方公共団体の業務共通化する民間企業並のリストラを求めたい。
- (4) 内国歳入庁…税と社会保険料を一体的に徴収する「歳入庁」として一元化し効率化を図る。
- (5)特別会計と公会計監査の改革…特別会計が多数設置され複雑化している。特別会計が各省庁の既得権益の温床 になり易く議論して歳出削減する合理化を図りたい。会計検査院自体も外部監査にする二重監査を望む。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

- 1. 円安・輸出による景気振興…下請け中小企業が海外企業と競合するために円安政策を望む。
- 2. 中立地帯税制の創設…海外移転した工場を国内の中立地帯・税制特区に呼び戻し空洞化をも防ぐ。
- 3. 輸出加工区…多国籍企業を誘致する輸出向けの工業団地で関税や法人税の減免等の優遇措置が採られる。
- 4. 海外アウトソーシング…海外の労働者にIT技術で遠隔加工させる。現地の労働法と賃金水準になる。

Ⅲ. 地方のあり方 地方創生

- 1. 商店街を移民融和の要とする…消費税免税と引き換えに商店街の店主に移民と行政等との仲介業務を担わせる。
- 2. 横浜市・川崎市の区長を直接選挙で選ぶ…区民が行政サービスに意思を反映させ民主的な税制を構築する。
- 3. 道州制の導入…より良い税制を構築するには連邦制が好ましい。移住で税制を選択できる。

二、 その他

1. 大震災に適切に対応した税制の構築

東日本大震災の復興増税の大部分が実際は被災地以外に流用されている。

関東大震災時の話…自警団や群衆が朝鮮人を殺せと保護した鶴見警察を取り囲んだ。大川署長が「もし逃がしたら切 腹して詫びる」と応え、聞いて群衆は去った。その後、朝鮮人を災害救援の海軍が保護し、復興作業に従事させた。で も、大川は定年前に警察を辞めたと言う。朝鮮人を守ったことに上部が無理解だったと大川の子孫は言う。

技能実習生や日系人ら外人労働者が多い現在で大震災や疫病も重なる事態も考えられる。震災当時の朝鮮人虐殺の 悪夢が蘇らないという保証はない。これらの教訓から、地域での融和を再構築する必要がある。鶴見で朝鮮人虐殺を 避けられたのは、平時の警察と地域社会の関係が良好だったからと思われる。

2. マイナンバーと震災・疫病対策

マイナンバーは納税者番号と社会保障番号を一体化し、国民の利便性を高めるが、遺伝子情報等の個人情報を網羅 したデーターベースも作成できる。重大な人権侵害が起きる危惧もある。

インドのマイナンバー "IDアドハー" では指紋や虹彩等の生体情報や顔写真情報が照合できる。 12億3千人以上が 登録し、公共福祉サービスが効率的に受けられる。遺伝子情報が加わると新たなカースト制度・遺伝子差別になる危惧 が高まる。

3. エストニアの「電子政府」

エストニアの電子政府実現で税理士や会計士の職は消滅したと言う。"自動化"に取り組むべきは「行政」である。 日本の役所で行なわれている行政業務は、AIとビッグデータを組み込めば電子化して代替可能だ。法律を作る人は必 要だが役人は不要と成り得る。介護・医療・保育・警備等で人手が必要な仕事が山程あるので、人材をシフトすれば良い。 少子高齢化が進む日本は労働力人口が減っていくので、この作業を他の国に先駆けて可及的速やかに実行しなければな らない。

4. 国境を越えた経済事件・租税事件の解決には国際仲裁裁判所・国際租税裁判所の活躍が期待されること

カルロス・ゴーンの逮捕で取り調べに弁護士の立ち合いなく、尋問を繰り返し有罪率が高い日本の司法には問題があ る。身柄の長期拘束で自白や供述調書を得ようとし、それは拷問司法だとされ国際社会でも批判されている。

国際仲裁裁判所は国際商業会議所の下部組織で、国境を超えたビジネスの紛争を解決する。各国の利害を排除でき るため公平な裁判が期待できる。また、国際租税裁判所も設け、国際的税の配分や国境を越えた租税回避についての 善悪を判断させ、国境を越えた財産の差し押さえ等の強制執行ができるようになることも望む。

税務署長 着任のごあいさつ



鶴見税務署長 上田 孝佳

公益社団法人鶴見法人会会員の皆様におかれましては、日頃から鶴見税務署の税務行政に対しまして、深いご理 解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、国税庁関東信越派遣主任監察官から転任してまいりました上田でございます。前 任の三上署長同様、ご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、貴会におかれましては、「良き経営者を目指すものの団体」として税の提言に関する事業をはじめ、税を考 える週間事業として「ほうじん劇場」や青年部会による「トレジャーハンティング i nつるみ」、更には女性部会に よる「絵はがきコンクール」など税に関する知識の普及と納税意識の高揚に資する事業に積極的に取り組んでいた だいているほか、「チャリティーバザー」や「地域振興助成事業」など、地域企業の健全な発展に資する公益目的事 業に長年取り組んでこられました。

これもひとえに大島会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様、並びに事務局の皆様の永年にわたるご尽力の賜物 であり、そのご苦労に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業活動が制限され、例年のような積極的な事業活動を展 開することが困難な状況だったと伺っております。今年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種も進みつつある 最近の状況を踏まえ、引き続き感染対策を継続しつつ、安全に事業活動が再開されることを祈念する次第でござい ます。

さて、我が国の経済社会や技術環境は目まぐるしく変化しております。特にデジタルの活用によりサービスや仕 事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広がっております。

国税庁におきましても、そうした変化に柔軟に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実 現する」という国税庁の使命を的確に果たしていくために、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」 を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴 収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくことにより、国民にとっても利便性が高く、かつ、適正・公 平な社会の実現に貢献していきたいと考えております。

ご案内のとおり、本年10月1日には、令和5年10月から始まる消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボ イス制度に関しまして、適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始されます。鶴見税務署といたしましても、 事業者の皆様に制度の内容を十分ご理解いただくため、関係府省庁と連携して制度の周知・広報等の各種施策を実 施してまいります。

大島会長をはじめ、役員の皆様、鶴見法人会会員の皆様方には、貴会の様々な活動を通じて多大なるご支援をい ただいているところでございますが、今後とも鶴見税務署の税務行政に対しまして、お力添えを賜りますようお願

結びに当たりまして、公益社団法人鶴見法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄 を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

	新任者	☆7月日 エムッド可外 よフ	前任者		
氏 名	前任地等	部門及び職名	氏 名	転任地等	
上田 孝佳	国税庁長官官房 関東信越国税局派遣 主任監察官	署長	三上 常夫	退職・再任用 京橋税務署 特別国税調査官(個人)	
白土 和則	(留 任)	副署長	白土和則	(留 任)	
斎藤 恵子	(留 任)	特別調査官 (法人担当)	斎藤 恵子	(留 任)	
稲林 卓実	(留 任)	総務課長	 稲林 卓実 	(留 任)	
宮崎香子	北沢税務署 管理運営部門 統括国税徴収官	管運1統括	磯 美奈子	品川税務署 特別国税調査官(源泉)	
志野 幸秀	(留 任)	管運2統括	堀内 勇亮	京橋稅務署 管理運営部門 統括国稅徵収官	
		管運3統括	志野 幸秀	(留 任)	
佐々木 拓海	国税庁 徴収部 審理係長	徴収統括官	浦田 宏二	大森税務署 徵収部門 統括国税徴収官	
鈴木 誠一	荏原税務署 個人課税部門 統括国税調査官	個人1統括	中峰 浩平	町田税務署 個人課税部門 統括国税調査官	
瀬戸 修一	(留 任)	個人2統括	瀬戸 修一	(留 任)	
三谷 幸博	横浜南税務署 個人課税部門 統括国税調査官	個人3統括	秤 海帆子	横浜中税務署 個人課税部門 統括国税調査官	
小松 裕美	(留 任)	資産統括	小松 裕美	(留 任)	
二渡 雅樹	東京国税局 查察部 查察管理課 主查	法人1統括	佐藤 文雄	神奈川税務署 法人課税部門 統括国税調査官	
日下 多佳子	(留 任)	法人2統括	日下 多佳子	(留 任)	
大西 和之	(留 任)	法人3統括	大西 和之	(留 任)	
大島 純子	(留 任)	総務課 課長補佐	大島 純子	(留 任)	
吉国 一博	東京国税局 查察部 查察広域課 国税查察官	総務課 総務係長	福田 裕康	足立税務署 総務課 総務係長	
佐藤 武彦	横須賀税務署 法人課税部門 上席国税調査官	法人 1 部門 審理上席	天野 周士	大森税務署 法人課税部門 統括国税調査官	
塚田 和美	東京国税局 総務部 税務相談室 相談官	法人1部門 源泉審理上席	吉村隆	川崎南税務署 法人課税部門 上席国税調査官	

法人課税部門幹部紹介







副署長 白土 和則

副署長の白土(しらつち)でございます。昨年に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。 大島会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には日頃より税務行政の円滑な運営に対し まして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨年は新型コロナウイルスの影響により様々な会活動が制限される中、新たな生 活様式に則した新企画による広報活動等を実施していただき、重ねて御礼申し上げます。

わたくしどもは、本年度も皆様方とより強固な協調関係を構築し、本年10月から申請が 始まる消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の広報活動等、感染対策を徹底 しつつ積極的に取り組んでまいる所存でございますので、より一層のご支援ご協力を賜り ますようお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人鶴見法人会の益々のご発展と会員の皆様方の事業のご繁 栄並びにご健勝を祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。

法人課税第1部門 統括国税調査官 二渡 雅樹

この度の人事異動で東京国税局査察部から法人課税第1部門統括官に参りました二 渡(ふたわたり)でございます。前任の佐藤統括官同様、よろしくお願いいたします。

公益社団法人鶴見法人会は、昨年来猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大 の中でも、様々な事業活動や地元に密着した地域振興活動に積極的に取り組まれてい る、地元になくてはならない法人会であると伺っております。

私共も微力ながらできる限りのご支援をさせていただく所存でございますので、どうぞ よろしくお願いいたします。

法人課税第1部門 法人審理担当上席 佐藤 武彦

この度の異動で横須賀税務署法人課税部門から参りました佐藤でございます。 20数年ぶりの鶴見署勤務となります。大いに発展し当時とは様変わりした鶴見の街を毎日 の通勤の道すがら、楽しんでいます。

法人会担当事務については通算9年目となります。側面からの支援とはなってしまいま すが、法人会様のお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

法人課税第1部門 源泉審理担当上席 塚田 和美

源泉所得税担当の塚田と申します。まだ自粛要請等が続き、活発な活動が制限される中 での運営となります。源泉徴収制度に関しては、改正事項が多く、対応にお手数をおかけし ております。研修会を通じて、スムーズな事務処理につながればと思っていますので、一年 間よろしくお願いします。

Ⅲ事業 Report

生活習慣病検診

6月18日(金) ·21日(月) ·22日(火) 厚生委員会

1日人間ドック形式の生活習慣病 検診(腫瘍マーカー検査、超音波検 査等)を3日間にわたりココファン横 浜鶴見にて実施した。計60名が受 診した。

労働社会保険セミナー

6月29日(火) 事業委員会

鶴見法人会会議室にて28名の参 加で開催した。講師に内藤労務管理 事務所 内藤 恵子様をお迎えして、「社 労士を活用して補助金・助成金を利 用しよう!」の演題でセミナーをおこ なった。

鶴見税務署・支部会員交流 「税務研修会」

7月5日(月)・6日(火) 組織委員会

鶴見法人会会議室にて2日間にわ たって延べ41名の参加で開催した。 講師に鶴見税務署法人課税第一部門 上席国税調査官 天野 周士様をお迎 えして、「法人会自主点検チェックシー ト」「消費税・インボイス制度の概要 と事前準備」をテーマに研修会をお こなった。







役員名簿

理事

氏	名	法人名	役職
大島	正之	㈱日本アシスト	会 長
松浦	泰弘	松浦企業㈱	副会長 担当:厚生委員会
伊藤	文雄	㈱伊藤工業	副会長 担当:税制委員会 源泉部会
山田	雅浩	山田建設(株)	副会長 担当:事業委員会
宮田	豊和	共進興業㈱	副会長 担当:総務財政委員会
相村	暁紀	㈱相村工務店	副会長 担当:組織委員会
髙木	邦一	㈱三髙堂	副会長 担当:青年部会
榎本で)ろみ	㈱千田工務店	副会長 担当:広報委員会 女性部会
堀野	弘樹	㈱堀野工務店	総務財政委員長 市場支部長
福原	倫	㈱協伸製作所	税制委員長
菱田	恒三	(有)菱田工務店	広報委員長
岡野	圭佑	(名)宮田家具店	事業委員長
横須賀	員雄一	(有)亀村屋	組織委員長
野路	晶基	㈱野路	厚生委員長
田中	規義	㈱ツルダイ商事	青年部会長
関口	京子	(有)つり船隠居屋	女性部会長
戸邉	雅史	キリンビール㈱横浜工場	源泉部会長
森松	長裕	㈱エムズリビング	事業副委員長
町	真治	(株)エス・アンド・シー	組織副委員長
吉川	貴之	(有)タクラ商事	支部長会代表·鶴見旭支部長
阿部	政彦	㈱阿部鋼業	支部長会副代表·鶴見西支部長
古家	正行	栄家工業㈱	支部長会副代表·鶴見中央支部長

監事

氏	名	法人名
小島	弘邦	小野宮梱包運輸㈱
浜田	晴香	税理士法人アイ・パートナーズ
相川	良一	新横浜商事㈱

☆理事および監事はすべて非常勤であり、国家公務員出身者はいない。

記念品贈呈者名簿

公益社団法人 鶴見法人会 記念品贈呈者

退任理事

株式会社トーヨコ 小林化学産業株式会社 小林政仁様 株式会社アイリックス 伊藤悦子様 (順不同) 事業者の方へ

消費税 インボイス制度



令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。 適格請求書発行事業者 (登録事業者) のみが適格請求書 (インボイス)を交付することができます。

制度導入までのスケジュール

登録申請書は、 <mark>令和3年10月1日</mark> から提出が可能です。 <u>令和5年10月1日から</u>登録を受けるためには、原則として、 **令和5年3月31日**までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の 受付開始

インボイス制度 の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。 登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新 たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、e-Taxをご利用 いただくと手続がスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。→



売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。 具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」 及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



電子データ (電子インボイス)

●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ∼令和5年9月

〇〇株御中 (株)△△ ●年■月分 ■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円 合 計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円) ※は軽減税率対象

- ① 請求書発行事業者の 氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税 率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して 合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事 業者の氏名又は名称

くインボイス> 令和5年10月~

〇〇㈱御中

(株)△△ (<u>T 1234…</u>)

●年■月分

■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円 合 計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円 ※は軽減税率対象

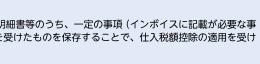
【記載事項】

区分記載請求書に以下の 事項が追加されたもの

- ① 登録番号
- 《課税事業者のみ登録可》 ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した 消費税額等

「インボイス制度」ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手 (課税事業者) から求められたとき は、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保 存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相 手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存 等が必要となります。
 - (※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事 項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受け ることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(https://www. e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよく ある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、i 詳しくお知りになりたい方は、 専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

国税庁ホームページ (https:// www.nta.go.jp) の 「インボイス 制度特設サイト」をご覧ください。



 $\bigcirc_{7}\bigcirc$



国税庁 法人番号7000012050002

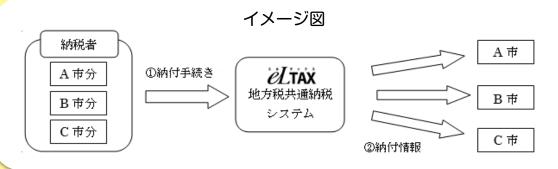
窓口に出向かずに 市税の納付が可能です!

~窓口に出向かずに市税を納付するには、以下の方法があります。~

◎地方税共通納税システム

地方税共通納税システムは、eLTAX を使用した電子納税の仕組みです。

全ての都道府県、市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、一括での納付・納入が可能となっています。



【取扱対象税目】

- ●法人市町村民税●事業所税●個人市民税・県民税(特別徴収分、退職所得分)
- ご利用方法の詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

https://www.eltax.lta.go.jp/

その他、以下の方法があります。

- ◎ペイジー納付
- ◎スマホ決済
- ◎クレジット納税
- ○□座振替納税

【取扱対象税目】

- ●個人市民税・県民税(普通徴収分)
- ●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- ●固定資産税(償却資産分)
- ●軽自動車税(種別割)※
- ※軽自動車税(種別割)は、口座振替納税の対象外です。

令和3年4月から、PayPay銀行・楽天銀行でペイジー納付及び口座振替が可能です。















詳しくは、横浜市ホームページを検索!

横浜市 納付方法 🛚

【発行元】横浜市財政局徴収対策課 電話:045-671-2255 FAX:045-641-2775